

【位置付け】

- ◆「北海道消費生活条例」に基づく、道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
- ◆「消費者教育の推進に関する法律」に基づく、都道府県消費者教育推進計画
- ◆「北海道総合計画(平成28年度から10カ年)」の特定分野別計画
- ◆「持続可能な開発目標(SDGs)の達成に資するもの(第3次計画から)

【第2次北海道消費生活基本計画の構成】

第1章 計画策定に当たって

- ◆計画策定の趣旨
- ◆位置付け
- ◆計画の期間(平成26年度～平成31年度)

第2章 消費生活を取り巻く現状と課題

- ◆消費者を巡る現状と課題
- ◆消費者行政を巡る動き

第3章 消費者施策の基本的な方針

《目指すべき姿》

『行政・消費者・事業者が連携・協働した健全で豊かな消費生活の実現』

第4章 総合的、計画的に講ずべき

施策の展開方向

【重点的に取り組む施策】

- ◆消費者教育の推進
- ◆高齢者等の被害の防止

【基本的な展開方向】

- ◆消費者の権利の尊重
- ◆消費者の自立の支援

【社会経済情勢の変化への対応】

第5章 推進体制と推進管理等

- ◆指標項目・参考項目の設定
- 達成状況の公表

【策定に当たって考慮が必要な事項】

【国の次期消費者基本計画】

- ◆第4期消費者基本計画(平成32年度から5カ年)
計画に加えるべき新たな視点
 - ・消費者政策による「持続可能な開発目標(SDGs)」実現への貢献
 - ・消費者政策の対象とすべき「消費者問題」の範囲の検討 など

【社会情勢の変化】

- ・高齢化社会、情報化社会のさらなる進展、人口減少問題
- ・取引の多様化・迅速化(シェアリングエコノミーなど、既存の法令が対応・想定していないビジネス)
- ・消費者市民社会の形成への要請(エシカル消費の実践など)

【消費者行政を巡る国の動き】

- ・消費生活関連法令の改正(民法改正による成年年齢の引下げ)
- ・持続可能な開発目標(SDGs)の推進
- ・消費者ホットライン(188番)の一層の周知

【重点的に取り組む施策の達成状況】(主なもの)

- ◆消費者教育の推進
 - ・学校における消費者教育の取組

【指標項目】

消費者教育に関する取組を実施している団体等と連携し、生徒が体験的に事例等を学ぶ消費者教育を実施している道立高校の数	現状値(年度)	目標値(年度)
	118 (H29)	50 (H30)

- ◆高齢者等の被害の防止
 - ・高齢者や障がい者の消費者被害の防止と早期発見に向けた、周囲の見守り体制の構築

【指標項目】

消費者被害防止地域ネットワーク組織数	現状値(年度)	目標値(年度)
	68 (H29)	60 (H30)

【審議会(条例見直し検討部会)意見】

◆**シェアリングエコノミー**
都道府県の区域を越えた取引形態のものもあり、今後の国の取組を注視すべきところ、現状においても、**道センターにおける相談事例を適時に把握することが望まれる。**

◆**成年年齢の引下げ**
18歳、19歳の消費者被害の発生の懸念に対応し、**道においても、次期消費生活基本計画の中で若年成年者を保護する施策を具体的に盛り込むことが望まれる。**

◆**持続可能な開発目標(SDGs)**
道においても、「消費者の安全の確保」や「消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成」などの観点から、北海道消費生活基本計画の具体的な施策として盛り込むよう検討を進めることを期待する。